

小型家電等売払い(単価契約)仕様書

1 業務の内容及び目的

売渡者が一般廃棄物として回収する家電4品目を除く電化製品及び電子機器等を買受者に売り払い、買受者はそれらをリサイクルするものとする。

2 引渡単位

小型家電は、4 t コンテナ（フックロール車で取り扱い可能なもの）に入れて引渡す。但し、安城市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）の小型家電(低品位)はストックヤードから車両への積込み作業を買受者が行うものとし、積込み作業にホイールローダが必要な場合は、売渡者所有のホイールローダを使用できる。

3 引渡容器

売渡者は買受者に総合リサイクルステーション「エコらんど」（以下、「エコらんど」という。）で使用するコンテナ（予備を含め2個）を無償で貸与する。ただし、買受者は他の場所、他の用途で使用してはならない。

4 引渡方法及び計量

（1）引渡しは、売渡者が指定する日時に指定の場所にて行うものとする。

（2）引渡場所及び引渡品は次のとおりとする。

ア リサイクルプラザ（安城市赤松町乙菊18番地）

高品位小型家電、低品位小型家電

イ エコらんど（安城市赤松町東向111番地1）

高品位小型家電

（3）引渡しの際には、買受者が空の容器またはコンテナ及びネットパレットと中身の入った容器またはコンテナを入れ替えることとする。

なお、エコらんどの貸与コンテナについては、中身の入ったコンテナを引取り、同日中に同コンテナを返却するものとする。

（4）プラザでの引渡品の計量は、買受者がプラザの計量機で引取車両ごと2回計量を行う。

なお、コンテナ回収にあわせて容器回収を行う場合は、それぞれにおいて2回計量を行うものとする。

（5）エコらんどでの引渡品の計量は、買受者が自ら行う。

（6）プラザでの引渡品の重量とエコらんどの引渡品の重量の合計と契約した単価での積算により請求を行う。また、売払い代金請求の際に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

5 引取経費

引取りに係る経費は、買受者の負担とする。

6 引取数量実績（令和6年1月～令和6年12月期実績）

- | | |
|------------|-----------------|
| （1）高品位小型家電 | 12回（27,720 kg） |
| （2）低品位小型家電 | 33回（144,280 kg） |

7 取引数量の見込み

- | | |
|------------|------------------|
| （1）高品位小型家電 | 27,000 kg／年・・・A |
| （2）低品位小型家電 | 144,000 kg／年・・・B |

※数量は見込み数量であり、引渡しを保証するものではありません。

8 契約価格

契約価格は、それぞれの種類において1kg当たりの単価とし、買受者の決定は、次の算式により求められた引取額の合計が最も大きなものとする。ただし、各品目の単価が0円またはマイナスでの契約はできないものとする。

高品位小型家電の単価×Akg
＋低品位小型家電の単価×Bkg

※A、Bは、前項の見込み数量をいう。

9 契約期間

契約期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。ただし、業務履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

10 その他

- （1）本業務の遂行に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関連法規を遵守、尊重し公害問題を起さないよう留意すること。
- （2）売渡者の施設及び備品等に破損等ないように十分注意し、もし破損等が生じた場合には、ただちに売渡者へ連絡すること。
- （3）引渡品を買受者が運搬用車両に積載終了した時点をもって、管理責任及び所有権は売渡者から買受者に移転する。
- （4）買受者は高品位小型家電等から個人情報が出ないように必要な措置を講ずること。
- （5）入札にあたっては、小型家電等を買取り後、リサイクルされるまでの処理のフロー図、主な売払い先等を記載した書類を契約日までに売渡者に提出すること。
- （6）買受者は1カ月分の引受量をまとめたものを翌月10日までに売渡者に報告すること。
- （7）この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。